

5 経創号外
令和 6 年(2024 年) 2 月 6 日

(一社) 長野県経営者協会 事務局長 様
長野県中小企業団体中央会 事務局長 様
(一社) 長野県商工会議所連合会 事務局長 様
長野県商工会連合会 事務局長 様
(公財) 長野県産業振興機構 事務局長 様

長野県産業労働部
経営・創業支援課長

「賃上げ促進税制」の周知について（依頼）

日頃は、長野県の産業労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、事業者の積極的な賃上げを後押しするため、一定の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる「賃上げ促進税制」を措置しています。

この度、物価上昇に負けない持続的な賃上げの実現に向け、本税制が幅広い事業者にとって使いやすいものになるよう、大幅な強化が行われます。

つきましては、一者でも多くの事業者に本税制を活用いただき、賃上げにチャレンジいただけるよう、別添のチラシにより事業者への周知をお願いします。

- ・ 中小企業向け賃上げ促進税制

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

- ・ 大企業向け賃上げ促進税制

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

< 本件のお問い合わせ先 >

(中小企業向け) 中小企業庁事業環境部企画課 TEL : 03-3501-1511 (内線 5231)

(大企業向け・中堅企業向け) 経済産業省経済産業政策局産業人材課 TEL : 03-3501-1511
(内線 2671)

(問合せ先)

長野県産業労働部 経営・創業支援課

担当 : 土岐、武井

TEL : 026-235-7195 (直通)、内線 2959

E-mail : keieishien@pref.nagano.lg.jp